

令和4年度市民税・県民税・国民健康保険税は インターネットで申告できます

提出期限は
3月15日(火)

- 問い合わせ 市民税・県民税の申告・・・市民税課（本庁舎2階 ☎34-3232 📠36-9345）
所得税の確定申告・・・松本税務署（☎32-2790）※自動音声案内

令和4年度から市ホームページで「市民税・県民税・国民健康保険税申告書」の作成ができます。申告会場まで行かなくても、自宅で申告手続きや税額の試算ができますので、ぜひご利用ください。

インターネットで簡単・便利に申告！

【1月21日(金)更新予定】

詳細は、市ホームページをご覧ください。

- ▶トップページから
サイト内検索も可

申告書作成



【インターネットで3つの便利！】

- ① 自宅から簡単な入力で申告書が作成できます。
- ② 作成した申告書を電子送信や郵送で提出できます。
- ③ 市民税・県民税額や、ふるさと納税の控除限度額の試算ができます。



次の確定申告は松本税務署へ

- ・青色申告
- ・準確定申告（前年または今年に亡くなった方の申告）
- ・令和2年分以前の申告
- ・分離課税の申告（土地・建物の売買、株式の売買など）
- ・損失・繰越損失の申告
- ・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）等に関する申告
- ・給与所得者の特定支出控除の特例を受ける申告

申告が必要な方 令和4年1月1日現在で松本市に住所があり、次のいずれかに当てはまる方

- ・営業等・農業・不動産・一時収入等がある方
 - ・給与収入がある方（パート・アルバイト等を含む）で、給与以外の収入がある方や、2カ所以上の事業所から給与の支払いを受けている方
 - ・年の途中で就職・退職した方で、年末調整をしていない方
 - ・非課税収入のみの方（失業給付金、児童扶養手当、遺族・障害年金等）
 - ・収入がなく、誰の扶養にもなっていない方
 - ・市外・国外に住所がある方の扶養になっている方
 - ・遺族・障害年金等を除く公的年金収入のみで、扶養親族等申告書を年金支払者に提出せず、新たに扶養控除等を受ける方
- ※税務署へ確定申告書を提出する方、市内に居住する親族の扶養になっている方（源泉徴収票をご確認ください）は、申告不要です。

申告に必要なもの

営業等・農業・不動産の収支内訳書、医療費控除の明細書、雑損控除の損失計算書等は事前に自宅等で作成しお持ちください。

- ・申告書（前年度申告した方には1月下旬に送付。会場で申告する場合は届いた方のみ持参）
- ・マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと本人確認ができる書類（運転免許証等）
- ・給与・年金等の源泉徴収票、報酬等の支払調書等
- ・営業等・農業・不動産収入がある方は収支内訳書
- ・医療費控除を受ける場合は医療費控除の明細書（領収書のみは不可）
- ・前年中に支払った保険料等がわかる資料（健康保険料等は領収書や控除証明書、生命保険料・地震保険料は証明書）
- ・e-TaxのID（利用者識別番号）のわかる通知等（IDを取得した方のみ）
- ・税務署からのお知らせはがき（届いた方のみ）



申告受付日程と会場

受付開始：午前 8 時30分*

申告時間：午前 9 時～午後 3 時（一部地域を除く）

地区名	日程(土・日・祝日を除く)	申告会場	地区名	日程(土・日・祝日を除く)	申告会場
本庁管内	2月16日(水)～3月15日(火)	勤労者福祉センター (1階大会議室)	神 林	2月15日(火)・16日(水)	神林出張所
	午前9時～午後3時		和 田	2月17日(木)・18日(金)	和田出張所
笹 賀	2月1日(火)・2日(水)	笹賀出張所	岡 田	2月17日(木)・18日(金)	岡田出張所
波 田	2月1日(火)～4日(金)・7日(月)	波田支所	島 内	2月22日(火)・24日(木)	島内出張所
今 井	2月3日(木)・4日(金)	今井出張所		3月7日(月) 午前9時～正午	山田公民館 (山田町会のみ)
新 村	2月8日(火)・9日(水)	新村出張所	島 立	2月24日(木)・25日(金)	島立出張所
芳 川	2月8日(火)・9日(水)	芳川出張所	内 田	2月24日(木)・25日(金)	内田出張所
本 郷	2月9日(水)・10日(木)	本郷支所	梓 川	2月28日(月)～3月4日(金)	梓川支所
四 賀	2月9日(水)・10日(木)・14日(月)	四賀支所	奈 川	3月7日(月)・8日(火) 午前10時～午後3時	奈川文化センター 夢の森
中 山	2月10日(木)・14日(月)	中山出張所		寿	3月9日(水)・10日(木)
入山辺	2月10日(木)・14日(月)	入山辺出張所	里山辺	3月11日(金)・14日(月)	里山辺出張所
安 曇	2月14日(月) 午前11時～午後3時	ふれあいパーク 乗鞍	寿 台	3月14日(月)・15日(火)	寿台公民館
	2月18日(金)・21日(月)	安曇支所	松 原	3月15日(火)	寿台公民館

★ふれあいパーク乗鞍と奈川文化センター夢の森は、申告開始の30分前から受け付けします。
また、勤労者福祉センター以外の申告時間は、正午～午後1時を除きます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次の点にご注意を！

勤労者福祉センターで実施します

以下の期間中は、市役所本庁舎での申告受付は行いません。
また、駐車台数に限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。

【会 場】 勤労者福祉センター 1階大会議室（中央4-7-26）

【開設期間】 2月16日(水)～3月15日(火) ※土・日・祝日は除く

【申告時間】 午前9時～午後3時



〈勤労者福祉センター申告会場の様子〉

次に当てはまる方は入場できません

- 平熱を超える発熱、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、咳等の症状がある方
- 新型コロナウイルス感染症陽性となった方および陽性となった方との濃厚接触がある方
- 過去2週間以内に政府からの入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴および当該在住者との濃厚接触がある方

申告会場でのお願い

- 筆記用具（ボールペン等）の持参にご協力をお願いします。
- マスクの着用、手指のアルコール消毒をお願いします。
- 感染症が発生した場合に、保健所が実施する調査等への協力が必要になるため、連絡先の確認にご協力をお願いします。